



伊方町・瀬戸町合併協議会



# 合併協議会だより

創刊号 平成14年10月22日発行

○発行：伊方町・瀬戸町合併協議会

○編集：伊方町・瀬戸町合併協議会事務局

○事務局：西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670



## 伊方町・瀬戸町合併協議会(任意)発足

9月6日(金)伊方町、瀬戸町の2町は、合併に関する諸問題について本格的な調査・研究を進めるため、「伊方町・瀬戸町合併協議会」を発足させました。

この協議会は法に基づくものではありませんが、これまでの経緯を踏まえ、地域の状況を考慮した具体的な調査・検討を重ねたり、両町の住民の意向を調査したりするなど、合併についての幅広い議論を行い、新町将来構想などについて協議をするものです。

会長あいさつ



会長 井上 善一

協議会だよりの創刊にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る九月六日、伊方町と瀬戸町による二町の合併協議会を設立し、事務局を発足しました。去る九月二十七日に第一回の合併協議会を開催し、両町からそれぞれ十七名ずつの委員の皆様方にご参画を賜りました。昭和三十年に伊方町が発足、翌三十一年に瀬戸町が発足して半世紀近くが経過し、時代は「平成の大合併」

と言われる今日を迎えています。そういう意味では両町にとりましては、歴史的な第一歩、記念すべき日を迎えたことといえます。

市町村の合併は、よく男女の結婚に例えて表現をされます。生まれも育ちも違う、家庭環境も違う男女がお見合いのテーブルに着く。そこで、将来の思い、新しい家庭を築いていく上での話し合い、婚約をして、最終的には結婚というゴールを迎える。そういった意味からも、この任意の合併協議会は、両町がお見合いのテーブルに着いたということになります。

乗り越えて共に町民の幸せ、将来の町の発展のために英知を集め、互いの信頼関係の中で、一つずつハードルを越えていくという作業をこれから進めて参ります。この伊方町・瀬戸町の二町での合併は小さい合併ですが、まちの特性・特徴を生かしながら「キラリと光る」そして、ここに生活している九、三〇〇人の町民が幸せを感じるような、すばらしい町づくりに向けて努力を傾けてまいりたいと思っております。そして、何よりも市町村合併の主役は町民の皆さん一人ひとりであります。様々な情報を提供し、より多くの声を聞き、町の将来を皆さんと共に考えてまいりたいと思っております。

副会長あいさつ



副会長 中元 清吉

この度、伊方町、瀬戸町の二町は、町村合併に対する共通認識の醸成のもと九月六日合併協議会発足式を行い、規約に関する協議書の調印を行い、伊方町・瀬戸町合併協議会が設立いたしました。そして去る九月二十七日合併に向けての事前協議を行うための、第一

合併協議会が開催され、

委員の皆様とともにこの問題についての重責を感じているところでございます。

伊方町と瀬戸町は、歴史的にも文化的にもつながりが多く交流も盛んに行われており、また、広域事業の共同処理においても種々の事業を処理し住民の福祉向上を図っております。

さらに、この地域の将来を考えたとき、新たな行政課題も多く行政の枠組みを超えて地方分権時代に即した地方の自己決定、自己責任のもと、住民の皆様が少しでも豊かで安心した暮らしが出来る町づくりを進めてまいりたいと思っております。

今後二町が力を合わせ小さいながらも、内容の充実した個性ある町づくりを築くために合併についての具体的な話し合いを行い、町の将来像をどう描いていくか議論することとなります。

小さい町が、お互いの持ち味を出し合い大きな力を持つためにも合併はさけて通れない問題でもあります。国も合併特例法に基づき支援しており、この機会を逃さず将来の新しい町づくりを築くために、住民の皆様のご理解、ご協力を今後とも賜りますようお願い申し上げます。

伊方町・瀬戸町合併協議会規約(抜粋)

(設置)

伊方町及び瀬戸町(以下「二町」という。)は、合併の基本的事項について協議するため、合併協議会を設置する。

(協議事項)

協議会は、次に掲げる事項について協議又は調整を行うものとする。

- 1 合併に係る調査研究に関する事項
- 2 新町建設計画の作成に関する事項
- 3 合併に関する基本的事項
- 4 その他、合併に関し必要な事項

(会長及び副会長)

会長及び副会長は二町の長の協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

(委員)

委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 2町の長
- (2) 2町の議会の議長及び議会の選出する議員各3名
- (3) 2町の長が選出する学識経験を有する者各12名

2 町の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。

- 3 委員は、非常勤とする。(会議)

協議会の会議(以下「会議」

という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(小委員会)

協議会は、担任事務の一部について調査及び審議するため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

(事務局)

協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

(経費の負担)

協議会に要する経費は、2町の長が協議のうえ、2町がそれぞれ負担する。

(顧問)

協議会に顧問を置くことができる。

(監査)

協議会の出納の監査は、2町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

**伊方町・瀬戸町合併協議会委員等名簿**

【平成14年9月6日現在】

【敬称略】

会 長	瀬 戸 町 長	井 上 善 一	
副 会 長	伊 方 町 長	中 元 清 吉	
町 議 会	伊方町	議 長	得 能 鶴 利
		議 員	上 野 守 人 大 星 政 晴 廣 瀬 秀 博
	瀬戸町	議 長	久 世 隆 博
		議 員	上 田 道 實 阿 部 道 忠 二 宮 英 喜 田 中 康 司 山 口 和 哉 篠 川 晴 子 大 森 次 郎 樋 田 剛 小 林 栄 喜 木 下 清
学 識 経 験 者	伊 方 町	古 田 宇 佐 彦	
		二 宮 定 正	
		藤 井 順 子	
		田 縁 柳 太 郎	
		中 藤 勇	
		阿 部 好 晴	
		山 本 眞 平	
	瀬 戸 町	宮 下 寛	
		井 戸 本 昭 夫	
		石 崎 照 夫	
		福 島 朝 行	
		井 上 喜 代 男	
		河 野 ヤヨイ	
		藤 村 泰 昭	
監 査 委 員	伊 方 町	梶 田 信 夫	
	瀬 戸 町	中 西 正 利	
八 幡 浜 地 方 局	総 務 福 祉 部 長	栗 上 岳 久	
顧 問	愛 媛 県 議 会 議 員	高 門 清 彦	

**合併協議会組織図**

☆本協議会は、合併に関するあらゆる問題を調査研究し、住民の皆様へ提示するための機関です。

**合併協議会**

【構成】町長・議会代表・住民代表・学識経験者 計38名  
【役割】○合併に関する調査研究・協議  
○新町将来構想に関する事項

**小委員会**

【構成】住民・行政組織・総務・企画の4部門  
・協議会委員 各8名  
【役割】○協議会事務の一部を調査・審議

**幹事会**

【構成】各町助役・主管課長・合併協議会事務局 計10名  
【役割】○協議会に提案する事項について協議・調整  
○専門部会の進行・管理等

**専門部会**

【構成】総務・産業建設・厚生・文教の4部会  
・各町収入役・教育長・課長  
【役割】○事務事業の調査・調整

**協議会事務局**

【構成】6名(4ページに掲載)  
【役割】○協議資料の作成 ○必要な資料の収集  
○庶務・会計等

**伊方町・瀬戸町合併協議会幹事会名簿**

【平成14年9月6日現在】

【敬称略】

幹 事 長	伊 方 町 助 役	畑 中 芳 久
副 幹 事 長	瀬 戸 町 助 役	清 水 博 義
幹 事	伊方町総務課長	菊 池 和 彦
	伊方町企画財政課長	濱 口 市 作
	瀬戸町総務課長	森 口 又 兵 衛
	瀬戸町企画課長	近 田 三 郎



第1回 合併協議会の様子

- 1 協議会・小委員会の開催
- 2 幹事会・専門部会の開催
- 3 各町の現状視察
- 4 行財政の現状調査の実施
- 5 合併協定項目の協議準備
- 6 協議会だよりの発行
- 7 その他必要な事項

平成十四年度  
**事業計画**

**第一回合併協議会の報告**

**1 確認された事項**

次の事項について、協議会会議の中で確認がなされました。

- 合併協議会規約
- 合併協議会規約に関する協議書
- 合併協議会事務局規程
- 合併協議会財務規程

**2 報告された事項**

- 合併協議会幹事会規程
- 合併協議会専門部会規程
- 合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程
- 平成14年度事業計画
- 平成14年度会計予算

**3 議決された事項**

議案として次の事項について審議され、それぞれ原案どおり承認されました。

- 合併協議会会議運営規程
- 合併協議会小委員会規程
- 合併協議会小委員会設置
- 合併協議会会議の傍聴に関する要綱
- 合併協議会合併協議項目

**4 協議された事項**

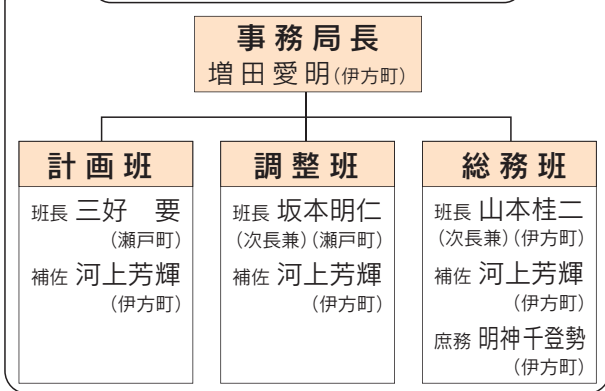
次の事項については、次回協議会での本格的な協議のために提案され、それぞれについて説明が行われました。

- 合併の方式について
- 合併の期日について

● 合併協議項目一覧 ●

協議項目	内容	協議項目	内容
基本的協議項目		その他必要な協議項目	
1 合併の方式	新設(対等)合併 旧の町を廃止して、新しい自治体が誕生すること。 編入合併 一つの市町村が他の市町村を吸収すること。	12 特別職の身分の取扱い	常勤特別職 (町長、助役、収入役、教育長など) 非常勤特別職 (教育委員、選挙管理委員など)
		13 条例・規則の取扱い	町の条例、規則
2 合併の期日	合併協議会による調印日でも、各議会の議決日でもなく、新町として施行する日である。	14 機構及び組織	行政組織、機構
		15 一部事務組合等の取扱い	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合、八西衛生事務組合、八幡浜地区施設事務組合など
3 新町の名称	新町の名称	16 使用料・手数料の取扱い	各種施設使用料、証明手数料など
4 事務所の位置	新事務所(本庁)の位置	17 公共的団体等の取扱い	消防団、社会福祉協議会、商工会など
5 財産の取扱い	町の土地、建物、基金など	18 補助金・交付金等の取扱い	団体への補助金など
特例法に規定されている協議項目		19 行政連絡機構の取扱い	自治会制度や納税組合制度など
6 町議会議員の任期及び定数の取扱い	議員の定数、任期	20 町字名の取扱い	同一町、字名などの調整
		21 慣行の取扱い	町章、町民憲章などの取扱い
7 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い	農業委員の定数、任期	22 その他 (各種事務事業の取扱い)	各種福祉制度 商工観光関係
			上・下水道事業 建設事業関係
学校などの通学区 姉妹都市・町等提携			
国民健康保険関係 広報公聴関係			
介護保険関係 納税関係			
防災関係 学校教育関係			
保健衛生事務関係 社会教育関係			
公立施設関係 社会福祉協議会関係			
人権対策関係 電算システム関係			
農林水産事業関係 その他			
8 地方税の取扱い	町民税、固定資産税、軽自動車税など		
9 一般職員の身分の取扱い	町職員の身分		
10 新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成	新町のビジョン		
11 地域審議会の取扱い	合併後の地域審議会の設置について		

事務局体制ができました!



町民の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと存じます。このたび、私達六名が合併協議会事務局を担当することになりました。昭和の大合併以来となる今回の合併問題は、両町においても避けることのできない重要な行政課題となつてまいりました。我々事務局職員一同は、委員の皆様適切なご決定をしていただくように、関係法令や制度を勉強するとともに、先進市町村の事例を参考としながら、『虚心坦懐』の気持ちで取り組んでいく考えでありますので、どうかよろしくお願いたします。

増田 愛明

事務局長あいさつ

【合併協議会のご案内】

協議会は、公開を原則としており、傍聴することができます。なお、会場の都合等で傍聴を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**【第2回 合併協議会】**  
日時 ■ 平成14年10月25日(金) 14時~  
場所 ■ 瀬戸町役場 大会議室

**【第3回 合併協議会】**  
日時 ■ 平成14年11月中旬  
場所 ■ 伊方町役場 全員協議会室

※お気軽にお問い合わせ下さい。

●ご意見をお寄せ下さい●

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。

**\* 伊方町・瀬戸町合併協議会事務局**  
Tel: (0894) 38-2670  
Fax: (0894) 38-2669

※ 合併担当窓口

**\* 伊方町役場企画財政課**      **\* 瀬戸町役場総務課**  
Tel: (0894) 38-0211(代)      Tel: (0894) 52-0111(代)  
Fax: (0894) 38-1373(代)      Fax: (0894) 52-0570(代)